山行管理規定

山行管理委員会

第1条　この規定は、山岳事故を未然に防ぐとともに、万一の場合には練馬山の会として迅速な対応ができるようにすることを目的とする。

第2条　山行のリーダーは、山行中の安全に配慮する責任を負う。パーティーのメンバーは協力しあって困難を解決する努力をしなければならない。

第3条　原則入山日の３日前までに山行計画書を提出すること。但し、ハイキング、ゲレンデクライミングについては、２日前までとする。尚、上にいうハイキングとは労山山岳事故対策基金規定に定める要件を満たしたものをいう。

（労山山岳事故対策基金規定　仮交付細則３抜粋：ハイキング、軽登山とは、①一般登山道、②標高2,000m以下、③標準コースタイムで5時間以内のルート、④日帰りの要件に該当するもの。また、⑤岩場、沢、雪山、海外は含まない。

第4条　山行計画書及び山行報告書の提出は、指定 URL から WEB フォームを利用して提出しなければならない。他の方法による提出は原則受け付けない。

第5条　山行のリーダーあるいは計画書の提出者は、下山後直ちに定められた連絡先に下山連絡をしなければならない。

第6条　山行のリーダーあるいは計画書の提出者は、山行終了後２週間以内に報告書を山行管理委員会へ提出しなければならない。

第7条　事故発生時には、別途定める事故報告書提出ルールに基づき、報告書を運営委員会へ提出しなければならない。

第8条　山行計画書に記載された電話番号等の個人情報はその計画書に記載されたメンバーを除き、緊急連絡先に指定されている会員（会長、副会長、事務局長、技術教育委員長）および当該週の下山確認当番（メイン・サブ）以外は使用してはならない。

第9条　この規定を遵守しない山行においては、会としての責務は負わない。

（2025年7月1日改定）